

# 一般社団法人日本色彩学会 論文誌編集委員会規程

## (目的)

第1条 論文誌編集委員会は、定款第4条(2)を達成するために、論文誌(Color Science Research)の企画・編集・発行、および投稿論文の査読依頼、審査、採録・不採録の決定を行なうことを目的とする。

## (委員会の構成)

第2条 委員長1名、副委員長若干名を含め、20名以下の委員で構成する。

## (委員長の選任と任務)

第3条 委員長は、理事のうちから理事会が選出し、会長がこれを委嘱する。

2 委員長は、理事会の諮問事項、審議結果、意見等を委員会に伝達すると共に、委員会での審議状況、審議結果、意見等を理事会に反映する。

3 委員長は、論文誌の企画、編集、発行および投稿論文の査読に関する審議と決議を取り纏め、各委員への役割分担を統括する。委員長が任務を遂行できない場合は、副委員長がこれを代行することができる。

## (編集委員の選任)

第4条 委員長以外の編集委員は、本学会の正会員とし、理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

2 副委員長は委員の中から委員長が選任し、理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

3 委員長は必要に応じて、臨時編集委員を委嘱することができる。

## (編集委員の任期)

第5条 委員長の任期は理事任期と一致するため、1年とする(再任は妨げない)。

2 編集委員の任期は2年とする。再任は妨げないが連続2期を限度とする。

3 編集委員の就任・退任の時期は総会の時期とする。

4 委員に欠員が生じた場合には補欠委員の選任を行うことができる。

## (委員会の開催)

第6条 委員会は、論文誌の企画、編集、発行、投稿論文の査読と審査の進捗状況、論文誌関連の報告事項と審議事項等に応じて、年2回以上開催され、委員長がこれを招集する。

2 委員長は、必要に応じて臨時の委員会を招集することができる。

3 委員会は、対面、オンライン会議、電子メール等の手段により開催することができる。

## (議事録)

第7条 本委員会の議事録は、編集委員と事務局が共に閲覧可能なファイルサーバーに保存する。

## (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、論文誌編集委員会が起案し、理事会が行う。

## 付則

本規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

論文誌を学会誌から分離したことに伴う改正 2023(令和5)年5月27日